

平成31年2月4日

市民文教委員会

市民部市民生活課

## 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく略式代執行について

### 1 概要

- ・市は、適切に管理されず周辺環境に悪影響を及ぼす空き家に対して「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、啓発（情報の提供）を行っている。
- ・放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家については、法に基づく「特定空家等」に認定し指導等をしている。
- ・こうした指導等に対する措置は所有者等が行うものであるが、当該空き家は、所有者等を確知できない空き家である。
- ・屋根材や壁面材が周囲に飛散し、倒壊の危険が特に高い空き家であり、今後改善が見込まれない特定空家等であることから、法第14条第10項に基づく略式代執行を行う。

《参考》空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項

必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

### 2 対象

【所在地】浜松市中区鴨江一丁目1636番地16

【建築物用途】住宅

【構造】木造平家建

### 3 略式代執行の内容

除却

### 4 スケジュール

- 1月 略式代執行に関して市の掲示場へ公告掲載  
略式代執行に関する官報掲載
- 3月 略式代執行の実施

【位置図】 鴨江一丁目 1636-16



【状態】



屋根材のめくれ



雑草・雑木の繁茂、東棟の西側への歪み



柱等の主要構造部の腐朽、外壁の脱落